

昭和三十八年法律第一百一号

中小企業投資育成株式会社法

(会社の目的)

第一条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業に対する投資等の事業を行なうことを目的とする株式会社とする。

(会社の数及び事務所)

第二条 中小企業投資育成株式会社(以下「会社」という。)は、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社及び大阪中小企業投資育成株式会社とし、それぞれ本店を東京都、名古屋市及び大阪市に置く。

(商号の使用制限)

第三条 会社以外の者は、その商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用してはならない。

(代表取締役等の選定等の決議)

第四条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(事業の範囲)

第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 資本金の額が三億円以下の株式会社の設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 資本金の額が三億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)の引受け及び当該引受けに係る

株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

三 前二号の規定により会社がその株式を保有している株式会社(前号に規定する株式会社を除く。)の発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(以下「株式等」といふ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は

移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

四 前三号の規定により会社がその株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等を保有している株式会社の依頼に応じて、経営又は技術の指導を行う事業

五 前各号の事業に附帯する事業

六 会社は、次の場合のいずれかに該当する場合においては、前項第二号又は第三号の規定による株式等の引受けをしてはならない。

一 会社が株式を引き受けの場合において、当該引受けに係る株式の発行後のその株式会社の資本金の額が政令で定める額(会社がその株式会社の自己資本の充実を促進するためその額を超えて株式を引き受けたことが特に必要であると認める場合において、経済産業大臣の承認を受けたときは、その承認を受けた額)を超えることとなるとき。

二 会社が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債を引き受けの場合において、当該引受けの時において、当該引受けに係る新株予約権のすべてが行使されたものとすればその株式会社の資本金の額が前号の政令で定める額を超えることとなるとき。

(事業に関する規則)

第六条 会社は、業務開始の際、その営む事業に関する規則を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 前項の規則には、次の事項を定めておかなければならぬ。

2 一 株式の引受けの対象業種、株式の引受けの相手方の選定の基準、株式の引受けの際の評価の基準、株式の引受けの限度、株式の保有期間並びに株式の处分の方法

2 二 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)の引受けの限度及び新株予約権の行使の時期

3 三 新株予約権付社債等の引受けの対象業種、新株予約権付社債等の引受けの相手方の選定の基準、新株予約権の内容に関する基準、新株予約権の引受けの限度及び新株予約権付社債等の引受けの相手方の選定の基準

4 四 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 五 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 六 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 七 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 八 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9 九 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10 十 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

11 十一 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12 十二 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13 十三 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

の基準、新株予約権付社債等の引受けの限度及び新株予約権付社債等の償還期限に関する基準並びに新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

四 前三号の規定により会社がその株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等を保有している株式会社の依頼に応じて、経営又は技術の指導を行う事業

五 前各号の事業に附帯する事業

六 会社は、次の場合のいずれかに該当する場合においては、前項第二号又は第三号の規定による株式等の引受けをしてはならない。

一 会社が株式を引き受けの場合において、当該引受けに係る株式の発行後のその株式会社の資本金の額が政令で定める額(会社がその株式会社の自己資本の充実を促進するためその額を超えて株式を引き受けたことが特に必要であると認める場合において、経済産業大臣の承認を受けたときは、その承認を受けた額)を超えることとなるとき。

二 会社が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債を引き受けの場合において、当該引受けの時において、当該引受けに係る新株予約権のすべてが行使されたものとすればその株式会社の資本金の額が前号の政令で定める額を超えることとなるとき。

(定款の変更等)

第八条 会社の定款の変更、合併、分割及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(貸借対照表等の提出)

第九条 会社は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びに剰余金の処分の決議に関する資料(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人による認識のことができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、経済産業省令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を経済産業大臣に提出しなければならない。

(監督)

第十条 会社は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

(監督)

第十三条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

二 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、全部又は一部を没収することできぬときは、その価額を追徴する。

三 前項の場合は、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することできぬときは、その価額を追徴する。

四 前項の罪を犯した者が自首したときは、その申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

五 前項の罪を犯した者に適用する。

六 刑を減輕し、又は免除することができる。

七 第十四条の二 第十三条第一項の罪は、日本国外においてこれららの罪を犯した者にも適用する。

八 前項の罪は、刑法(明治四十年法律第45号)第二条の例による。

九 第十五条 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

十 第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、百万円以下の過料に処する。

十一 第十七条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

十二 第十八条 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

十三 第十九条 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十四 第二十条 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十五 第二十一条 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十六 第二十二条 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十七 第二十三条 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十八 第二十四条 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十九 第二十五条 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(株式会社日本政策金融公庫の貸付け)

及び新株予約権付社債等の償還期限に関する基準並びに新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

四 前三号の規定により会社がその株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等を保有している株式会社の依頼に応じて、経営又は技術の指導を行う事業

五 前各号の事業に附帯する事業

六 会社は、次の場合のいずれかに該当する場合においては、前項第二号又は第三号の規定による株式等の引受けをしてはならない。

一 会社が株式を引き受けの場合において、当該引受けに係る株式の発行後のその株式会社の資本金の額が政令で定める額(会社がその株式会社の自己資本の充実を促進するためその額を超えて株式を引き受けたことが特に必要であると認める場合において、経済産業大臣の承認を受けたときは、その承認を受けた額)を超えることとなるとき。

二 会社が新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債を引き受けの場合において、当該引受けの時において、当該引受けに係る新株予約権のすべてが行使されたものとすればその株式会社の資本金の額が前号の政令で定める額を超えることとなるとき。

(定款の変更等)

第八条 会社の定款の変更、合併、分割及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(貸借対照表等の提出)

第九条 会社は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びに剰余金の処分の決議に関する資料(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人による認識のことができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときには、経済産業省令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を経済産業大臣に提出しなければならない。

(監督)

第十条 会社は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

(監督)

第十三条 会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

二 前項の場合は、犯人が收受した賄賂は、全部又は一部を没収することできぬときは、その価額を追徴する。

三 前項の場合は、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することできぬときは、その価額を追徴する。

四 前項の罪を犯した者が自首したときは、その申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

五 前項の罪を犯した者に適用する。

六 刑を減輕し、又は免除することができる。

七 第十四条の二 第十三条第一項の罪は、日本国外においてこれららの罪を犯した者にも適用する。

八 前項の罪は、刑法(明治四十年法律第45号)第二条の例による。

九 第十五条 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

十 第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員)、監査役又は職員は、百万円以下の過料に処する。

十一 第十七条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

十二 第十八条 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

十三 第十九条 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十四 第二十条 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十五 第二十一 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十六 第二十二 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十七 第二十三 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十八 第二十四 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

十九 第二十五 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

二十 第二十六条 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

二十一 第二十七条 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

二十二 第二十八条 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

三 計画又は收支予算の届出をしなかつたとき。	一 第九条の規定並びに附則第六条及び第十三条の規定
四 第九条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告又は剩余金の処分の決議に関する資料を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。	二 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。なお従前の例による。
五 第十条第二項の規定による命令に違反したとき。	三 第七条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の届出をしなかつたとき。
第六条 第十三条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。	四 第九条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告又は剩余金の処分の決議に関する資料を提出せず、又は不実の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。
附 則 抄	五 第十条第二項の規定による命令に違反したとき。

（施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。 （総務省設置法の適用除外）	一 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 （罰則に関する経過措置）
9 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第九条の規定の施行後においては、会社については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定並びに同項第十二号及び第十四号の規定（同項第十二号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。	二 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 （昭和四〇年五月四日法律第五十九号）抄	三 第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。	四 第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 （昭和四三年四月一八日法律第二〇号）抄	五 第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。	六 第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 （昭和四一年四月一日法律第四三号）抄	七 第七条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。	一 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 （昭和四八年一〇月一五日法律第一一五号）抄	二 第二条 この法律は、次に各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。
（施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。	三 第三条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時から施行する。
附 則 （昭和五二年六月三日法律第六三号）抄	四 第四条 この法律は、平成一九年五月二六日法律第八七号抄
（施行期日） 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	五 第五条 この法律は、平成一六年四月二一日法律第三五号抄
附 則 （昭和六一年五月二〇日法律第五四号）抄	六 第六条 この法律は、平成一四年五月二九日法律第四七号抄
（施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。	七 第七条 この法律は、平成一四年五月二九日法律第四七号抄

（施行期日） 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	一 第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 （昭和五二年六月三日法律第六三号）抄	二 第二条 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時から施行する。
（施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。	三 第三条 この法律は、平成一九年五月二六日法律第八七号抄
附 則 （昭和六一年五月二〇日法律第五四号）抄	四 第四条 この法律は、平成一九年五月二六日法律第八七号抄
（施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。	五 第五条 この法律は、平成一六年四月二一日法律第三五号抄
附 則 （昭和六一年五月二〇日法律第五四号）抄	六 第六条 この法律は、平成一四年五月二九日法律第四七号抄
（施行期日） 1 この法律は、公布の日から施行する。	七 第七条 この法律は、平成一四年五月二九日法律第四七号抄
附 則 （昭和六一年五月二〇日法律第五四号）抄	八 第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。